

第11節 生活救援

項目	担当
1 給水	水道部、消防本部、他水道事業者、自主防災組織
2 食料の供給	経済部、県、自衛隊、協定締結団体
3 生活必需物資の供給	経済部、県、協定締結団体

■対策の基本方針

- ▶ すべての支援は、最も支援が必要となる者から実施する。特に、避難所に避難してきた避難者を優先させる。
- ▶ 初期の給水は、病院、救護所等の重要施設を優先して緊急給水を行い、住民は各家庭の備蓄飲料水で対応することを原則とする。
- ▶ 食料及び生活必需物資については、地震発生3日目までは、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応する。

1 給水

市は、飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により住民が飲料に適する水を得ることができない場合は、生命維持等に必要な飲料水の応急給水を行う。

(1) 実施機関

- ア 市は、飲料水の供給を行う。単独で対処が困難な場合、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- イ 水道事業者間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

<資料編2-2 災害応援協定等一覧【ライフライン関連】>

(2) 被害状況の把握

給水機能が停止すると判断されるとき、水道部は、総務部と連絡を密にして、速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を定めるための需要調査を実施する。

また、他水道事業者は、発災後直ちに市と連絡を取り、被災状況の把握に努めるとともに、災害対策本部に職員を派遣し、情報の収集と共有化を図りながら、応急給水について市と綿密に協議する。

(3) 給水体制の確立

市は、関係機関と連携して給水体制を確立し、被災住民に対して飲料水の給水を実施する。

ア 給水方針の決定

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、給水方針を決定する。

イ 給水対象者

災害のため、飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

また、緊急を要する医療機関及び特別な配慮が必要な要配慮者への給水については、福祉部、健康こども部と連携して実施する。

ウ 給水基準

給水の量は、1人1日3リットルを基準として給水するが、水道施設の復旧の進捗により順次生活用水を含めた給水量の拡大を図る。

■一日当たりの給水目標

発災からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小必要な水量
4日から10日	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から21日	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
22日から28日	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

※(公財)水道技術研究センター及び「家庭用食料品備蓄ガイド」(農林水産省)による

エ 補給給水源の確保

水道部及び他水道事業体は、配水場の緊急遮断弁により水の流出防止を図るとともに、速やかに浄水場等の配水池に貯留を図るほか、地下水等を活用し、応急給水用の水を確保する。

オ 応急給水用資機材の確保

水道部は、必要となる応急給水用資機材等の調達を実施する。被害状況によっては、水槽積載車や資機材が不足する可能性があることから、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、他水道事業体に応援を求め、更に必要と認められる場合は、県に調達を要請する。

また、水道部は、水槽積載車が不足する場合は、消防本部に協力を要請するとともに、必要な場合は、災害対策本部に自衛隊の協力を要請する。

<資料編2-2 災害応援協定等一覧【ライフライン関連】>

(4) 応急給水の実施

給水は、原則として、給水所を設定し、給水車等による上水の供給による拠点給水方式で行う。被害状況に応じ、給水容器による運搬給水方式での給水も実施する。

ア 拠点給水所

拠点給水所は、原則として、防災井戸を設置している指定避難所(拠点避難所を優先)に設置する。

なお、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

イ 拠点給水所での給水

水道部は、拠点給水所となった施設に職員を配置し、地域団体等の協力を得て給水活動を行う。

拠点給水所での給水は、原則として、各家庭において自ら持参した容器をもって給水を行うものとし、自ら容器を持参できない場合は、市が備蓄する給水運搬袋を使用し、給水活動全体に支障が生じないように留意する。

ウ 拠点給水所以外での給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急

給水が可能な場合は、水道部、他水道事業者が協力して、以下のとおり応急給水を実施する。

① 消火栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の周辺で、活用できる消火栓がある場合は仮設給水栓を接続して、応急給水を行う。

② 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関や人工透析施設などの断水箇所に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、水道部が関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

エ 拠点給水所への搬送

水道部及び他水道事業者は、飲料水等の拠点給水所への搬送を行う。必要な車両・機材は、所有する給水車及び給水タンクを使用する。

オ 医療機関・福祉施設等への給水

病院、診療所及び人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、特別養護老人ホーム等の福祉施設及び救護所等への給水は、緊急な要請があった場合、他に優先して車両等により給水を行う。

カ 給水に関する配慮事項

① 衛生面の配慮

水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生管理を確保する。

② 要配慮者への配慮

いずれの給水方式も個別給水ではないため、特に高齢者や障がい者にとって水の運搬等が大きな負担となる。そのため、福祉部と健康こども部は、給水状況を把握し、必要な場合は、ボランティアや避難所運営委員会への協力を求める。

③ 在宅避難者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす住民も多いと考えられる。

こうした住民の中には、給水所まで出向くことが困難な高齢者や障がい者等も存在することが考えられることから、水道部は、福祉部や健康こども部と連携して、このような在宅の要配慮者に対する給水にも配慮する。

(5) 広報による周知

給水所を設定したときは、水道部及び他水道事業者は関係機関と協力して、直ちに被災地住民に対する広報活動を実施する。

(6) 災害救助法の適用

給水の供給への災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。

2 食料の供給

住家の損壊等により炊事ができなくなるだけでなく、流通システムの混乱により、食料を